

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【公開番号】特開2013-67645(P2013-67645A)  
 【公開日】平成25年4月18日(2013.4.18)  
 【年通号数】公開・登録公報2013-018  
 【出願番号】特願2012-272352(P2012-272352)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 39/395 (2006.01)  
 A 6 1 P 35/04 (2006.01)  
 A 6 1 K 9/08 (2006.01)  
 A 6 1 K 47/02 (2006.01)  
 C 0 7 K 16/18 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/395 Z N A T  
 A 6 1 P 35/04  
 A 6 1 K 9/08  
 A 6 1 K 47/02  
 C 0 7 K 16/18

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

転移性乳癌の治療用の医薬品の製造のための、SEQ ID NO. 3、4、5、6、7、および8を含む抗EpCAM抗体の使用であって、該医薬品は、1～3mg/kg体重の範囲にある少なくとも1回の負荷量と、それに続く複数回の維持量として投与される段階であって各維持量が1～3mg/kg体重の範囲にある段階を含む低用量投与スケジュールに従い対象に投与され、または、4.5～8mg/kg体重の範囲にある少なくとも1回の負荷量と、それに続く複数回の維持量として投与される段階であって各維持量が4.5～8mg/kg体重の範囲にある段階を含む高用量投与スケジュールに従い対象に投与される医薬品である、使用。

【請求項2】

抗EpCAM抗体がSEQ ID NO. 1および/または2を含む、請求項1記載の使用。

【請求項3】

治療が転移性乳癌の長期的安定化を含む、請求項1または2記載の使用。

【請求項4】

転移性乳癌が腫瘍-リンパ節転移-遠隔転移(「TNM」)体系に従ってステージIVとして分類される、請求項1～3のいずれか一項記載の使用。

【請求項5】

医薬品が、2mg/kg体重の少なくとも1回の負荷量と、それに続く複数回の維持量として投与される医薬品であり、各維持量が2mg/kg体重である、前記請求項のいずれか一項記載の使用。

【請求項6】

医薬品が、6mg/kg体重の少なくとも1回の負荷量と、それに続く複数回の維持量として

投与される医薬品であり、各維持量が6mg / kg体重である、請求項1～4のいずれか一項記載の使用。

【請求項7】

その / それぞれの負荷量が毎週投与され、各維持量が隔週投与される、請求項5または6記載の使用。

【請求項8】

負荷量が1回ずつ、治療の第1、2、および3週のそれぞれの最初に投与され、それに続いて11回の維持量が投与され、維持量は1回ずつ、治療の第4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、および24週のそれぞれの最初に投与される、請求項7記載の使用。

【請求項9】

該医薬品が0.9%塩化ナトリウム溶液を含む溶液において投与される医薬品である、前記請求項のいずれか一項記載の使用。

【請求項10】

該医薬品が静脈内に投与される医薬品である、前記請求項のいずれか一項記載の使用。

【請求項11】

対象のヒト転移性乳癌の治療用の医薬品の製造のための、SEQ ID NO. 3、4、5、6、7、および8を含む抗EpCAM抗体の使用であって、該医薬品は、6mg / kg体重の少なくとも1回の負荷量と、それに続く複数回の維持量として投与され、各維持量が6mg / kg体重であり、各負荷量が毎週投与され、かつ、各維持量が隔週投与され、負荷量が1回ずつ、治療の第1、2、および3週のそれぞれの最初に投与され、それに続いて11回の維持量が投与され、維持量は1回ずつ、治療の第4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、および24週のそれぞれの最初に投与される医薬品である、使用。